

資産 第 332 号  
令和 7 年 3 月 14 日

公益社団法人 三重県宅地建物取引業協会  
会長 村井 浩一 様

四日市市長 森 智広

## 仮評価証明申請（土地）および固定資産評価申請（家屋）の運用の変更について

日頃は本市税行政につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、みだしの件につきまして、令和 7 年 4 月 1 日から下記のとおり変更しますのでご連絡いたします。

この変更に伴い、申請時にご提出いただいている申請書を別添の様式に変更いたしますので、4 月 1 日以降は変更後の様式をご利用ください。（変更後の様式は市ホームページにも掲載します）

つきましては、お手数をおかけいたしますが本文について貴会会員の皆様にもご高覧いただきますようお願い申し上げます。

### 記

	変更箇所	変更前	変更後
土地	証明受取時の受付窓口の変更	市民税課 3 番窓口	<b>資産税課 4 番窓口</b> 資産税課にて、受け取り時のご本人確認を行い、その後証明発行窓口へ案内
家屋	評価申請書の「委任者」欄の削除	評価申請時における、評価申請書「委任者欄」の記載もしくは委任状の提出	<b>評価申請時は委任状の提出は不要</b> ただし、評価証明発行申請時の委任状が必要
	評価申請を行った物件の評価証明書の請求書	評価申請書が評価証明請求書を兼ねているため、発行時に請求書の提出を別途求めている	<b>評価証明書発行時に「市税証明書請求書」の提出が必要</b> 代理申請の場合、委任状が必要

以上

お問い合わせ先

〒510 - 8601

三重県四日市市諏訪町 1 番 5 号

四日市市役所 資産税課

TEL 059 (354) 8134 (土地係)

059 (354) 8135 (家屋係)